

公文書等の適切な管理、保存  
及び利用に関する懇談会  
第5回議事要旨

内閣府大臣官房企画調整課

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（第5回）  
議事次第

日 時 16年4月19日（月）13：55～16：00

場 所 総理大臣官邸 3階南会議室

- 1．開 会
- 2．専門職員等の確保について
- 3．これまでの議論を踏まえた集中討議
- 4．閉 会

高山座長 予定時刻にはまだ5分ほどございますが、各委員の皆様方がお揃いになりましたので、本日はいろいろと盛りだくさんの議題も用意されてございますので、少し早めに始めさせていただきます。本日もお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

まず最初に、本日の会議の進め方でございますが、残されました論点といたしまして、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための専門職員等の確保について、事務局からお手元に配布されております資料1をもとにしまして説明をお伺いしました後、委員の皆様方の御意見の交換をお願いしたいと存じます。

次に、今までの第1回から、前回(第4回)までの論点を全体的に議論するために、議論のポイントと思われるものを事務局でまとめていただきました。これはあくまでも暫定的なものでございます。資料3の形でお手元に配布されているかと存じますが、これにつきましてもまた御説明を受けました後、御意見の交換をお願いしたいと思います。

それから、本日は官房長官が御参加いただけることになっておりますが、公務の御都合で3時過ぎに御出席の予定でございます。できるだけ長く御参加いただいて、この会議そのものは4時ぐらいをめでに終了させていただきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

では、本日の議題に入らせていただきます。まず事務局から、先ほど申しました公文書等の適切な管理、保存及び利用のための専門職員等の確保について、御説明をお願いしたいと思います。川口課長よろしく願いいたします。

企画調整課長 よろしく願いします。

配布資料でございますが、ただいまのこれから御説明いたします資料1、高山座長のペーパーであります、「情報サービス系専門職の養成」、資料2、それから、今、御紹介いただきました、これまでの議論のポイント、資料3。それから、資料4は、前回までの資料の抜粋でございます、本日の集中討議に資するようなものを少し抜粋をして提出しておりますけれども、基本的に今までの資料とそのまま同じでございます。

それでは資料1につきまして御説明いたします。

本日の議題は、専門職員等の確保についてというものの前半でございます、基本的に人の確保ということでございます。資料をおめぐりいただきますと、法律、公文書館法との関係でございますが、2ページに4条ということで、「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」とされております。これについて、当時所管をしておりました総理府の解釈を見

ますと、この館長以外の部分についてでございますが、後代に継続的に歴史を伝えるために、どんな公文書が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究を主として行う者。公文書館の中核的な業務を担当する職員ということでございまして、要求される資質としては、歴史的素養と行政的要素とを併せ持つ専門的な知識と経験が必要とされております。ただ、公文書館法4条につきましては、この立法の時点で既に附則がございまして「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。」とされております。

3ページでございますが、地方の公文書館の専門職員についての附則につきましては、暫定措置を廃止すべしという要望が学術会議及びその他関連団体から出ているということを書いてございます。

4ページでございますが、それでは、この公文書館の専門職員というのはどのようなものかということでございますが、前回研究会で議論されましたところに書いてございますが、諸外国においては、公文書館の専門職員は、アーキビストとして一般に認知されているということでございます。アーキビストないし相当の概念で専門職員が認知されているということでございます。

アーキビストについての定義でございますが、各種用語集を見ますと、例えば、記録や史料の管理または文書館の運営のために専門家として配置されている人ということで、アメリカアーキビスト協会では、主な業務といたしまして、評価選別、記録の保存と廃棄決定、資料の収集、保存、整理などが書かれております。

これに関連する概念としまして、レコードマネージャーという言葉がございまして、これについては、記録管理プログラムを統括する専門職ということで、若干違う概念で英語では理解されているということでございまして、高度な学問性、実務能力、幅広い見識を持ち合わせていることが必要ということでございますが、我が国については、公文書館の専門職員として求められる資格は必ずしも明確にされてないということでございます。

5ページでございますけれども、アーキビストとマネージャーにつきましては、實際上英語圏では言葉が2つあって、基本的には別の職種として理解されているわけでございますが、実際には一緒に働くという方向で動いてきております。

その背景でございますが、諸外国においては、現用・非現用問わず両者に国立公文書館に相当する組織が関与する仕組みができていたということでございます。アメリカでは、よくNARAというふうに略称しておりますが、National Archives and Records Administrationということで、公文書アーキビストの部分と記録管理の部分は一体となった組織

であることが明確に組織名に反映しているということでございまして、フランス、中国等も同様ということでございます。

なお、両者の役割はその後も重なってくる方向にございまして、これはレコードコンテンツニュアムということで、記録を連続的に考えるという考え方が普及してきたということ、あるいは電子的記録の登場によって、現用・非現用を区別して専門家が行うということではなくて、両者ともに一体としてアーキビスト記録管理者に当たる人が協力をして行う、あるいは組織としても1つの組織が、現用・非現用問わずに対応するという方向にございます。

6ページでございますが、これは前回、官房長の下で行われました研究会の中間取りまとめの本文の該当部分を図示したものでございます。大きく国立公文書館が実施する公文書館の専門職員の養成にかかわることと、公文書館の重要なパートナーである各府省における文書管理人材の養成ということで議論がなされております。基本的に「直ちに対応すべき事項」というのを御指摘いただきまして、これについてそれぞれ16年度国立公文書館の事業ということで具体化がされているということでございます。

主な項目だけ申し上げますと、国立公文書館では、アーキビストの養成ということで研修を行っておりますので、研修を充実する、あるいは体制を強化するとか、門戸を拡大するとか、そういう問題。それから、地方公文書館の職員数が少なくて研修により欠員が出るなどしてなかなか送ってもらえないわけですが、そういう職員の参加を促進する。あるいは専門職員として修了証を出すということなどが提言されております。

以上が中間取りまとめの内容でございますが、直ちに対応すべき事項といたしまして、この下の部分があるということでございます。館外から専門的人材を確保するとか、あるいはオンライン研修に向けての努力、その他、受講対象者の拡大に向けた検討。これは自治体、いわゆる地方の公文書館の専門職員だけではなくて、もっと幅広く、企業あるいは自治体・市などの編纂担当者なども対象者にすべく検討すべしというようなことが書かれております。

各府省の方でございますが、各府省においては、情報公開法ですとか、個人情報の問題など文書管理におけるニーズがいろいろ高まっておりますので、これについて、公文書館の方で研修を行う、またカリキュラムを充実するというようなことが提言をされております。

直ちに対応すべき事項については、具体的にほぼ対応しているということでございます。

7ページでございますが、その上で、中間取りまとめにおいて、さらに検討すべき中長

期的制度的課題とされましたことは、国際的水準での専門職員の養成制度を検討すべしということをごさいます、こういうようなところが本懇談会に残された課題となっているということをごさいます。具体的には、例えばここに書いてあるような点が論点になるかと思いますが、高等教育機関における専門養成課程の問題と、資格制度の問題をどのように考えるかということをごさいます、下に論点を書いてごさいます。

8ページをごさいます、諸外国のアーキビスト養成教育ということをごさいます、諸外国ではかなりのところで、専門教育の中心は大学院の修士課程に相当するところということをごさいます。そのほかに国の専門機関による教育があるということをごさいます。資格制度についても書いてごさいます。中国、韓国、アメリカについて出張調査しておりますが、中国、韓国でも相当充実をしているということをごさいます。

9ページをごさいます、公文書館専門職員については、現行の資格制度はごさいませんが、ほかのところ、司書、学芸員については国家資格があって、それぞれ法律があると。それから、大学の教育制度とリンクをしているということをごさいます。それから、右に2つ書いておりますのは、関連の民間資格でございまして民間資格もあるということをごさいます。さらに右でございまして、消費生活専門相談員というのがございまして、これと臨床心理士、いずれも直接公文書館の仕事とは関係ごさいませんが、参考まで調べたものでごさいます。

消費生活専門相談員は、最近時、独立行政法人になりまして、国民生活センターが実施する養成講座を受けますと、1次試験を免除されるということで、そういう資格試験がごさいます。資格試験・1次試験を免除された後、第2次試験で面接試験を合格いたしますと、消費生活専門相談員になれると。なった方は、現時点で2,000人ぐらいいらっしゃるわけですが、消費生活センターなどで専門的な消費生活相談業務を担当するというのです。つまり消費生活専門相談員は大学とは直接リンクしておりませんが、いわば弁護士と類似の非常に高度な相談業務を行うということで、高度な資格が必要であるということ。それをどうやって担保するかということで検討され、実施されているものでごさいます、ただ、必ずしもこの相談資格がなくても消費生活センターで実務につかれています方がいるというのもまた事実でございまして、だんだん若い方は、この資格をまず取って、それから応募をするという方向にきておるということをごさいます。

臨床心理士でございまして、こちらは財団法人が認定するということをごさいます、そこが指定する大学院修士ということが教育研修制度でございまして、そことリンクした形でこの制度がごさいます。主な職場はそれぞれ書いてごさいます、参考まで、直接分

野は関係ありませんが、整理したものでございます。

10ページでございますけれども、各府省における文書管理ということでございます。各府省においては、私ども直接いろんな課題を持っているわけでございますが、近年、情報公開制度、個人情報保護制度、あるいは行政文書の電子化等、様々な課題がございまして、現在各府省に行政文書の管理体制ということで、官房長等からなる総括文書管理者、各課ごとに文書管理者、文書管理担当者等を置くということになっておりますので、どの省もこれに相当する人を指定しているというふうに思われます。

基本的には、これは情報公開法の流れの中で規定されているものでございますけれども、実際問題、公文書館への資料の移管ということで、各省を公文書館長と一緒に訪問させていただいたときにも、このラインの方のいわば総括課長に当たるような方が、次官とともに対応していただいたということで、この行政文書の管理体制がワークしていることかと思えます。

これが基本的に文書管理の現在の体制ということでございます。

資料1については、以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。それでは、資料2というのが、お手元でございますので、実はこれは御説明する資料としてつくったわけではございませんが、たまたま川口課長並びに事務局の方の目に触れまして、委員の方々にもご覧に供したらというお話になりました。内容はごくごく単純なものでございますので、資料1の御理解の補助として役に立てばと思って、簡単に説明させていただきます。単に司書と、ここで問題になっているアーカイブズ、アーキビスト等を対比させるような形で書いてございます。

まず、2ページ目をめくっていただきますと我が国の司書の養成が出てまいります、これが一応図書館法に基づくところの公の資格としての司書の養成課程です。はっきり申し上げてレベルがそう高くないというところが、これでおわかりいただけるかと思えます。

その理由の1つは、高卒以上の人たちを対象にして、2カ月間の集中講義で資格が取れる。それから、大学で週に1回とか2回とか、定期的の開講する形で考えますと、短期大学でそれが取れるということになっております。そこに書いてありますように、12科目＋1～2科目（2単位分）で、総合計20単位以上を履修すればよろしいということになっております。ここで1つの問題がありますのは、資格の所管が文部科学省の生涯学習局の所管になっております。ところが大学でこれを開講する。そして、さらに高度な大学院等々へ展開していくということになりますと、それは文部科学省の高等教育局の扱いになってくる。そこで局が違いますので、なかなかスムーズな展開ができないという問題が出

ております。

3 ページ目へまいりますと、今、申し上げたことから明らかであります、資格としての「司書」というのが、2カ月の講習で養成される人、短期大学、四年制学部、大学院レベルで養成される人とさまざまで、不均質だということがございます。それで、本来の目的というのは、短期大学を含めて大学で養成するというのは、これは初学者を対象にしたのであって、2カ月間の講習というものが在職者を対象にしてという区分があったようであり、しかしどうしても2つの流れができますと、易きにつくという流れが出てしまうというところで問題が生じているといった実態がございます。

4 ページ目へ移らせていただきます。司書資格取得者の主な就職先といたしましては、そこに掲げました3つの分野があろうかと思えます。国立国会図書館につきましては、これは司書の資格の有・無にかかわらず、国立国会図書館職員の採用試験によって採用されております。この1つの分野として図書館学が存在いたしますが、御承知の方も多いと思えますが、図書館学以外にも人文・社会・自然の主要な各分野にわたって採用区分が設けられております。

それから、公共図書館につきましても、これが本来の司書の対象としている職域ということになるのですが、これも実際に採用されるには、図書館を設置している自治体職員の採用試験に合格しなければならない。ごく若干の自治体において図書館学区分が設けられているということになります。

それから、それ以外のいわゆるリサーチ・ライブラリー、研究図書館、日本では大学図書館・専門図書館がそれに相当すると思えますが、そういうところは設置機関の職員採用試験ということになっておりまして、職員採用試験に合格すれば、司書資格の有無は採用時には問題にされません。司書資格を取得する人は毎年約1万名出ておりますが、就職率は1%に満たないという状況でございます。

これと対比させまして、アメリカの状況が5ページ目でございますが、これは職能団体であるところのアメリカ図書館協会が各大学のコースを認定するという形をとっております。そこでは、ア krediteーション（認定）という、日本ではあまりなじみのない形がここで採用されておりまして、プロフェッショナル・スクールとして認定図書館学校というものが機能しています。その学生は、大半が実務経験のある人たちが修士の学生として入ってくる。プロフェッショナル・スクールですので、大学院の修士課程レベルになっております。

M L S と書いてありますのは、マスター・オブ・ライブラリー・サービス、若しくはラ

イブラリー・サイエンスという意味でありまして、プロフェッショナル・スクールとしての図書館学校の卒業生、すなわち修士学位取得者で、多くの人たちがそれに加えて、それぞれの専門主題学位、例えば経済学であるとか、法律学であるとか、あるいは歴史学、科学技術の関係、そういう分野の学位を持っているということで、主題専門性も持った形で図書館の専門職になっている。そして専門職として図書館の間を次々、より良い待遇を求めて移動していく、そういう形ができ上がっているということで、この辺が日本と違っているところですよ。すぐに日本がまねをしようと思ってもできないという状況がございます。

今、申し上げたことと関連することが6ページ目にも書いてございまして、プロフェッショナル・スクールの修了者は既に図書館職の経験者が過半を占めている。現職者と学生の間で、また図書館相互間でも移動が可能になっているということです。一方、職域においては、専門職としてのプロフェッショナルとそれを補助するといいますか、支えるクラリカル・スタッフがいて、この間には厳然とした区分があり、違う階層の職業人が存在するということになります。

司書という、日本の国内の資格を国内の他の資格と比較してみたいと思ひまして、7ページをつくりました。学芸員と比較をしておりますが、ここに書きましたように、司書というのは雇い主から見ると事務職の扱いになりまして、サービス業務担当者である。学歴については、これは明示されておりせんが、一応学部卒で扱われるケースが最近では多いと思います。それから、業務は文献の取扱い。その文献というのは出版物であるということになります。

それに対しまして、学芸員はあくまでも研究職の扱いでありまして、学歴もさらに高度な大学院レベルである。法律上は学部卒でいいということになっているようではありますが、実際上学芸員として仕事をするためには大学院修了が要件として求められるということが普通であります。仕事の内容は、コレクションの中身に関係します。要するに情報の入れ物である文献をどう扱うかという話ではなくて、文献の中身、文献以外のコレクションの中身を扱うということになってまいります。当然保存とか修復というような中身ではなく入れ物の問題も出てくるということではあります。アーキビストというものを考えるときに、当然参考にするのは、司書よりは学芸員を参考にした方が適しているというふうに私は考えております。ただ司書も学芸員も養成と就職とが全く関係づけられていないという共通の問題点をかかえています。

8ページ目に移っていただきまして、ここは似たような基盤がアーキビスト・司書・学芸員の間で存在する一方で、違っている面もあることを示しています。同一の基盤と書い

ておりますのは、そこに「記録された情報の管理」と書きましたが、情報の管理だけではなくて、もうちょっと突っ込みますと、蓄積されている情報資源の検索をして、それを提供する。あるいはそれに何かを加えるという面で同一の基盤があるということです。ところが異なる面では、当然のことながら、対象となっている資料が異なります。出版物と文書とも違いますし、それから文字記録になっているものとそうでないものという違いもございませぬ。さらに司書・学芸員・アーキビストに対する社会的な期待も違っているのではないと思ひます。そういうものを踏まえて、関係法令が整備されるべきであるというふうにかんがえるわけです。

9枚目にまいりまして、ざっと私が現時点で荒っぽく思ひ描いておりますアーキビストの養成なのですが、新しくこれからアーキビストになる人たちをどのように養成するかという側面、それを教育として扱ひ、それに加えて、既にアーキビストとして活躍しておられる方々のさらなるスキルアップや、リカレントという問題をかんがえるときに、それを研修制度としてとらえますと、厳密には教育と養成に区分してかんがえる必要があります。教育は当然のことながら中心をなしているのが大学の大学院における歴史学での研究教育が中心になって、そこが基盤になってアーキビストの養成が現在まで行われてきておりますし、今後さらなる内容の充実というときにも、そのまま歴史学の中に置いておくかどうかは別として、やはりこの歴史学を中心にしてかんがえていかざるを得ないだろうとかんがえています。

研修につきましては、現在は2つ大きな流れがあります。言うまでもなく、ここに菊池館長がおられますが、国立公文書館には国立公文書館等職員研修会、それから公文書館専門職員養成課程がそれぞれございませぬ。

それに加えて、国立史料館と書きましたが、これは3月までの状況でございまして、4月になって、実は組織名称が変わったはずであります。私ちょっと調べておりませぬで、たしか人文・社会科学総合研究機構でしたですか、何かそういう名前になりました。そこで行われていた史料管理学研修会という名称も変わって、アーカイブズ・カレッジと名前が変わっております。そういうものがある。

それ以外にもまだいろいろと学会系あるいは各大学系統でいろんな研修が行われておりますが、国立公文書館と古い名前と呼ばせていただきますが国立史料館、これらは権威のある研修会として受けとめられている。

これらをベースにして、うまく研修の体系をつくる。併せて教育との関係をきちんとつけていくことが必要ではなからうかなというふうにかんがえております。一つの不完全な提案が最後の10枚目に付いておりまして、教育システムとして、3つのターゲットをかんがえてみ

る必要があるのかなと考えております。

1つは研究・教育あるいは実務の世界のアーカイブズ関係のリーダーの養成。それからアーキビストとして高度専門職業人となられる方々の養成、アーカイブズ関係に入って来られる最初の人たちをどのように養成していくかということになっている。3つ書きましたうちの最初の1つは、これはあまり資格とか養成のコースということとは関係ないと考えられます。立派な識見を備えた方であればいいわけでありまして、要するに日本のアーキビストとして指導していただける方ということですから、ここで我々が主として考えていかなければいけないのは、2番目、3番目のものです。高度専門職業人、それから、初級の専門職をどのようにするかということで、その資格と養成については、高度専門資格は修士学位と実務経験がないとまずい。初級資格は学部での勉強をしていただければ、それでいいのかなというふうに考えて、簡単なメモがわりのものでつくらせていただいたということでございます。

先ほどの川口課長から御説明いたしました資料1、それから、あまり内容もございませんが、資料2につきましても、何か御質問がございましたらお答えをさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。公文書等の適切な管理、保存及び利用のための専門職員を確保するためという視点でお考えいただければありがたいと考えております。

余計なことを少し付け加えさせていただきますと、資料1の方で、特に2ページ目、公文書館法の附則があって、この附則の特例を廃止してほしいという要望が学会会議並びに全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の方から出ているという御紹介がございましたが、同じようなことが、実は図書関係でもございましたので、御紹介しておきたいと思っております。図書関係のもう一つの専門資格に、司書教諭というのがございます。その司書教諭を日本全国の小・中・高等学校に置くという学校図書館法の決まりがあるのですが、学校図書館法にこれと同じように附則が付いておりまして、当分の間、それを置かなくてもよろしいということになっていました。これに対して、関係者が30年ぐらいにわたって嘗々と特例の廃止を言い続けまして、ごくごく最近、2000年だったか、2001年から特例が外されて必置義務が今実行に移されているという状況でございます。同じようなことがあるのだなと思って、興味深く拝見させていただいたところです。

それについて、もうちょっと余計なことを言わせていただきますと、では、それですべて問題が解決したかといいますと、結局司書教諭は各学校に置かれることになったのですが、図書館活動のための司書教諭という形にならず、司書教諭資格を持っている人がとも

かく学校にいればいいということで、現実には図書館には相変わらずだれもいなくて、昼休み以外はかぎがかかって閉まっている。司書教諭の先生は、それぞれのクラス担任や教科担任をやっておられるという状態が続いています。結局、図書館で図書館活動は司書教諭でなく、職員がやっているというケースが多いようであります。

加藤委員 資料1と資料2の関係なのですけれども、関係といいますが、資料1の方は、題名にこだわって失礼なのですが、専門職員等の確保という題名の下に、確保と養成というようなことを論じられて、高山先生の方からは、今、養成というような観点から御報告がありました。

私自身が多少感じますのは、これまでの議論で、とにかく情報公開法の施行以降、とにかく移管数が減ったと。その移管数が減っていたりすることを少しでも改善するためのある種の記録管理者であるとか、アーキビストが公文書館の側にもいるし、各省庁の側にも同じような方がいるというような必要というのはすごく思ったんですね。

まず、内閣府の側がおつくりになった6ページ目のところを見ますと、公文書館の専門職員養成と、各府省における文書管理人材の養成というところで、公文書館側の方々のスキルアップという意味もありますが、片方でイとして、我々の研究会の中間取りまとめとしては、各府省における文書管理人材の養成ということもある種に視野に入れていたわけなんです。ですから、こちらも養成と、その前に確保なんですけれども、そういう確保と養成、各府省における文書管理人材の確保と養成というところも実はアーキビストとマネージメントのことを論ずるときには大事なかなと思った次第です。

また、資料1は、孕石さんが異動した後、すぐおつくりくださったのが、非常によくわかりやすくおつくりいただいていますので、これと資料をうまく組み合わせて、何か展望が開ければいいなと思って聞いていた次第です。

高山座長 ありがとうございます。資料2は、これにきちんと合わせるような精緻の構造にはなっておりませんので、各委員の皆さん方にはかえって混乱をさせてしまったのではないかと恐縮に思っております。資料1は、専門職を確保するためにいろいろ問題点がきれいに整理されていると思います。

三宅委員 資料1の9ページのところ、ちょっと質問してよろしいですか。学芸員の有資格者数のところで、約1万人、これは年間で生まれて、延べ数十万人であるということですね。その下に49.34%とございますね。同じように消費生活専門相談員も、2002年1月で81%とありますけど、このパーセンテージは何を意味するのですか。

事務局 これはこちらの職業に就いている人の中で、実際資格を……

高山座長 資格等を持っている人ですね。

三宅委員 そうすると、学芸員の場合は司書の場合よりもかなりこの資格を持った方が、要は2人に1人ぐらいは、ということですか。

高山座長 学芸員として、今働いている人のうちで、逆に言うと、2人に1人は学芸員資格持ってないということなんですね。そういう形でいきますと、図書館で働いている人のうちの司書資格を持っている比率は、今どんどん下がっておりますが、それで今42～43%だったと思います。

三宅委員 そうすると、この49.34%に対応する数字は42%ぐらいということですか。

高山座長 大体40%と置いていただいたいいのではないのでしょうか。今非常に異動が激しくなって、ほかの部署から資格を持たない人がどんどん図書館に入れてきておられますので。

山田委員 司書の方の就職率1%に対応する数字としてはどうなりますか。学芸員の課程を終わった方というのはどのぐらい就職できるんですか。私の知る限りではほとんどないとかという話なんです。

高山座長 それもそうなんです。やっぱり1%前後ではないかというふうに思います。これも、私、正確な根拠があって申し上げているわけではないんですが、印象で言いますと。

三宅委員 公務員の方で、こういう学芸員とか司書の資格をお持ちの方というのはどれぐらいいらっしゃるのか、そういうデータはありますか。つまり各省庁での人材確保といったときに、新たに確保するのか、公務員の中で資格を持っていらっしゃる方を各部署に配置する、そっちの方が早いような感じがするので、ちょっと今伺いするのですが。

企画調整課長 数字を持ち合わせておりませんが、ほとんど私はあまり聞いたことがございません。ちなみにちょっと訂正させていただきますが、49.34%は御質問いただいて気づいた点ですが、これは実は司書の方の数字でございます、間違いでございます、学芸員の方はわからなかったということでございます。

高山座長 司書の有資格者率の数字は2001年現在ですね。

企画調整課長 はい、申し訳ございません。

加賀美委員 高山先生に質問してよろしいでしょうか。現行と提案というところですが、現行というのは、もちろん現行も大事にしながらということですよ。

高山座長 はい。

加賀美委員 教育というところに、歴史学者、大学院歴史学専攻ということだけが書か

れていますが、私は歴史学の範囲というのはわからないのですけれども、今をどう見るかという時事判断がとても大事なわけで、その時事判断も含めてだと思えます。今、どう広い視野から判断することができるかどうかということがないとても難しいと思うのですが。

又、御提案の中に、教育システムの中で、先ほど先生はリーダーは、皆さんとてもすばらしい方がいらっしゃるから問題ないとおっしゃったのですが、私は学問だけではなくて、どういう意識を持っているかという意識の問題がとても大事だと思います。やはりリーダーがどういう意識をもって教育をするか、あるいはリーダーがどういう思いであるかということはすぐ伝わりますから、そのことこそ一番大事だと思っているのです。その辺のお話を伺いたいと思いました。

高山座長 ありがとうございます。最初の御質問はまさにおっしゃるとおりだと思えますね。ただ、私も歴史学というのはよくわからない。後でもし可能であれば、加藤委員から、コメントをいただければありがたいのですが、現代のことがよくわかってなければいけない。おっしゃるとおりだと思えます。

そういう面で、あえて別のことを言うようで恐縮なのですが、資料1の方に、その点が出来うまく書かれていて、2ページ目の、公文書館法第4条の枠の下側に書かれている要求される資質として、歴史的素養と行政的要素、これは公文書ですから、行政的要素で、加賀美委員がおっしゃる現代的な問題がきちんとわかっているということで、これは絶対必要だろう。アーキビストに限らず図書館員もそうなんです。扱っている文献そのものについてわかっていると同時に、その文献の中に記述されている主題内容がわかっていると本当は図書館員として不向きで、残念ながら日本の図書館員があまり社会的に重視されないのは、文献の扱い方はわかっているんだけど、文献の中身の知識主題について十分わかってないというところが問題なのです。それは裏を返せば、教育課程の中で、学部卒でいいとか、あるいは高卒の人たちを夏休みに2カ月間集めて資格出せるというようでは、そのところはうまくいかないのではないかとこのように考えています。

現代的な感覚がなければいけないということと、さらには歴史的な感覚を持って、しかも、それはそれぞれの分野ごとに歴史というものがあるわけですから、その点で扱っている資料について、いろんな要求に総合的に応えられるということになりますと、どんなに短く見積もっても、大学院レベルの学歴がないと十分に養成ができないのではないかと思います。しかも、まだまだ日本の社会では、大学院そのものも少数の人が行くところだということふうに見られてしまいますし、それで大学院で1つの学位を取れば、それで十分では

ないかと考えられてしまうのですが、これはアーカイブズの世界もそうだと思いますが、海外で多く見られますように、複数の学位を持っているというような例も多い。そんなに教育ばかり受けていたら、社会的に受けた教育を還元する時間的な余裕がなくなってくるというふうにお考えかもしれませんが、これからいろんな形での生涯学習が行われるような状況になってくるわけですから、それに対応する養成のプログラムというのを考えておく必要もあるのかなというふうに思っております。

それから、2つ目の考え方、あえて言うならば、思想みたいなものが大事だということについて私見を申し上げます。アーキビストとしてリーダーは、単に知識や技能が十分に優れているだけではなくて、物の見方、考え方というところが非常に重要だということも、これはおっしゃるとおりだと思います。しかしこれはある面で、何かプログラムに入れて教育をすれば、こういう人が養成できるというふうにはならない面もあるのかなと考えております。もちろんそういう立派な方が養成されますには、必要な条件として、ある一定の教育というものがなされるということはあると思いますが、教育だけでは十分ではないということも事実だと思います。

加賀美委員 一般的な広い意味での教養とかではなくて、アーキビストとして今と将来を見つめる意識、アーキビストとしての意識をどう持つかどうかと、そのことです。

高山座長 それはやはりおっしゃるとおりですね。それは教育プログラムの中に、それを意識した科目をきちんと入れておく必要はあると思いますね。今、アーカイブズの教育ではどうか分かりませんが、図書館学の反省点としては、図書館員が情報技術、いろんな検索システムをどう組むかということにあまりに関心が片寄りすぎてしまって、図書館員としての物の見方、考え方、あるいは感じ方の意識の面が非常に遅れてきていると思っておりますので、アーカイブズの方で、その二の舞はしてほしくないなと思っております。本当に本質的な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

三宅委員 資料1と資料2を拝見させていただいてちょっと思ったことは、大学院でのアーキビストの養成を受けて、公文書館等、特に地方公共団体にもアーキビストを地方公共団体の公文書館にもっとというような施策に切り替えるということで必要なことだということでお話をお伺いしたのですが、一方で、現在、各省庁の文書管理の観点で言うと、直ちに実効を伴うのかどうかということから言うと、ちょっと長期的な視点になるかと思うんですね。その点、公文書館の方の専門職の養成課程がございまして、私もたまたま情報公開法の講演に行かせていただいているのですけれども、大変熱心にお話をお聞きになって、その後、論文をお書きになるというようなことで、それによって1つの修了という

ことで、1つ有資格という取扱いになっているようではございますけれども、この部分は各省庁からと地方公共団体にも呼びかけていらっしゃいますけれども、その課程を受けていらっしゃるわけですね。

こちらは、どちらかというと、できるだけ養成課程を受けられる人の数をもう少し増やす必要があるのではないかなと。たしか1回の養成で20人ぐらいですけれども、ここをもう少し、例えば50人とか100人の規模で年間で養成できれば、かなりいろんなアーキビスト的な視点というの、それから、記録管理官としての発想とか、そういうのもお持ちになる公務員を急いで養成することはできると思いますので、こちらの方のさらなる充実、かなり充実した養成の課程の内容になっているということは先ほど御報告いただきましたけれども、さらに数を増やしていく予算的な措置も必要だと思いますし、そういうことで、各省庁の側に文書管理をちゃんと先ほどお話になった現代をどう見るか、歴史的にどう見るか、この辺の視点を持った公務員の方の養成と、それから公文書館の方にはアーキビストとしての専門職をお持ちのになった方の養成という2通りが必要なのではないかとちょっと思った次第です。

これが具体的にどういう施策として提言できるのかなというのが、ちょっとまだ、こういうものを位置づけるものとして、少し具体的な法律上の根拠みたいなものも必要なのかなと思ったりするのですけれども、あまり整理されてないのですけど、とりあえずそういう感想を持ちました。

総務省政策統括官 行政側の話がちょっと出ましたので、私の実感から、気がついたこととお話ししますと、今の各省の官房なり、各局にそういうレコード・マネージメントなり、アーキビストなりを配置するという姿が、どうも想像できないくらいピンとこないというのが実感ですね。たまたま外務省のように外交史料館、あるいは防衛庁のように戦史資料編纂室ですか、そういう歴史的なものを保存するセクションがあるところは、多分、ほかの図書館や外交史料館とよく似たような形で、それなりのやっていく体制というものは必要とされるでしょうし、たまたま各府省でも、30年史とか40年史とか、そういうときは資料編纂室ですか、プロジェクトチームのような形でできるので、そのときには要員を集めるというような形はイメージできます。しかし通常業務の中で、そういうような仕事をする方というのは、少なくとも、今、私どもの情報公開とか文書管理でイメージしている文書管理を担当する人たちの仕事とは全く結びつかないというのが実感です。

今の文書管理担当員というのは何をやっているかということ、むしろ従来の文書管理というようなものは、文書整理、むだな文書を整理しましょうと、重複文書を整理しまし

とか、あるいは手続ですね。文書管理の手続をきっちり励行しましょうとか、そういうような形でやってきておるわけでありまして、実際の文書の中身については、今の文書管理の担当者自体、各局・各課の文書の内容について判断できるような人たちは少なくとも末端ではほとんどないのでありまして、それらの人たちをいくらそこでやれといっても、通常業務の中ではちょっと無理でしょう。それこそ今三宅委員がおっしゃったように、何かプロジェクトみたいなものをつくらせるということであればそれはそれで動くのでしょうか、たまたまそういう資格、素養のある人たちがそこに配されたとしてもほとんど活躍の場がむしろないのではないかと思います。

あと情報公開ですが、情報公開もちろん文書管理というのは重要ではあるんですけど、情報公開関係のいろんな責任者というのは、情報公開の手続の進行管理をやっているとか、あるいは窓口対応をするとか、そういう人たちでありまして、文書管理の励行という形でやるのですが、いずれにしても、各省の中でそういう人たちをやるというのは相当難しいかなと思います。

それで、今何をやっているかと申しますと、別途よく似たチーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO）というのを今度つくりまして、これはむしろ電子政府という形の中でやったのですが、あれはむしろ情報技術の普及みたいなものが中心ですが、実際コンテンツもいずれは統括していただかなければいかんというポストであります。

いずれにしても、最近のITを用いている情報管理をしていこうという方向性でありまして、その方向でのいろいろな施策の展開というのはあり得るのかなと。例えば文書管理なども、今は既に総合文書管理システムというのをつくって、少なくとも件名までは所在場所、作成日、これが管理できるようなシステムをつくっております。それをそのまま情報公開の請求のためのいわば資料にはしているんですけども、これはまだまだ、三宅委員などは一番よく御存じだと思いますけど、中身的にはまだ大ざっぱなものですから、これを非常に精緻なものにしていくというような方向性があるのですが、そういう形での文書管理のライフサイクル管理もむしろITを使ってやっていくという方向にきているわけですね。いずれにしてもその中身について、歴史的に重要かどうかというような人たちが果たして各省の中で挙げられても、先ほど言いましたように、そのような仕事があるというところとか、あるいはたまたま歴史編纂やるとか、そういうときには活躍の場はあるかもしれませんが、平生からルーチンでそういう仕事のやり方をするというのは、相当意識改革というか、根本的な改革をしないと難しい。

ちょっと長くなって申し訳ございませんでした。

高山座長 ありがとうございます。今、藤井統括官から、現実がどうなっているかということで、これは現実を踏まえて、我々も考えていかなければいけないことですので、大変ありがたい御示唆をいただいたと思いますが、今の藤井統括官のお話をベースにしながら、これをどういうふうにするかということは、各委員の皆様方にもお考えいただきたいと思ひますし、事務局を含めて考えたいと思っておりますが、時間の関係でちょっと先へ進ませていただきまして、これまでの第1回目からの、この委員会の場におきます議論のポイント、これが今御提起いただいた問題に対する1つの回答の方向性も示してくるかと思ひますが、このポイントについて、これまた事務局から御説明いただけますでしょうか。

企画調整課長 本日は、今までの議論を踏まえた集中討議ということでございまして、これまでの議論がどういう方向にあるかということを中心に整理をしたものでございます。資料3、「公文書等の保存の現状」ということでございまして、公文書等の保存は、内閣府が国の行政機関との「定め」に基づき、保存期間の満了する予定の行政文書のうちから、公文書館の意見を聴いて、当該行政機関からの移管を受け、公文書館がそれを保存し、利用など展示などすることになっております。

問題点でございますが、移管・廃棄、保存期間の延長等は、実態上は各行政機関の判断に委ねられているという点。

移管の対象は、「行政文書ファイル管理簿」に掲載された行政文書に限定されている。

公文書館の業務は、基本的には保存・利用、公文書館は内閣府を通じ、各行政機関から移管された公文書等の保存・利用であるということで、国以外の機関又は個人からの寄贈を受けるとか購入をするという自ら収集できる仕組みになっていないということがございます。

2ページでございますが、「基本的な考え方」でございます。基本的な考え方については、数多くの御議論をいただいておりますが、いくつかを書いております。

(1)ですが、公文書の体系的な保存は国の基本的な責務であるという点。それと、説明責任ということについては、情報公開法により、現在の国民に対する国の説明責務が果たされていると。公文書館制度は、将来の国民に対する説明責任を果たすという意義があるということ。

(2)我が国の公文書館制度を国際的にも遜色のないものとするため、これが官房長官からの宿題ということでございまして、公文書等で移管を受けたものをしっかり保存し、利用するということのみならず、重要な公文書等の体系的な移管の確立、公文書館による

主体的な資料の収集を可能とするような、いわば集めるところを総合的に整備するということ。

(3)でございますが、御議論は多くの点で、現用文書の管理の在り方も視野に入れつつ必要な体制の整備を図る必要がある。どのように整備をするかという点は、なお、数多く御議論いただく点があるかと思いますが、留意すべき方向としては、各行政機関の業務を妨げないと。むしろ円滑化・文書管理の効率化に資するようなものであること。それから、公文書等の管理・移管等に係るコストの抑制を図る。この移管事務自体のコストが高いということで移管が進んでないというようなアンケート結果などがあるということ踏まえたものでございます。

1つの方向としては、移管されるべき公文書等の範囲を明確化するという事で、明確化の具体的な方策は必ずしも議論は詰まっておりますが、一定の公文書等については、自動的に公文書館に移管する仕組みを導入する。一定のどのようなものをこういうものにするかという議論は必ずしも詰まっております。

3ページでございますが、業務上必要な公文書等については、国立公文書館に移管後も各行政機関が活用しうる仕組み等を整備する。これにつきましては、保存期限が満了した後も必要だと、現用であるということで移管がなかなか進まないという御指摘などをいただいているところでございます。

こうしたことから、1つの考え方といたしまして、重要な公文書等の散逸を防ぐということで、保存期限到来以前の公文書等についても適切な保管を行うため、各府省共通の保管・管理システムを新設するという御議論がございます。これは中間書庫ということで御議論をいただいているということでございます。

それから、文書管理法の制定をも念頭に置きつつ、作成段階から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用に至るまで、文書のライフサイクル全体を視野に入れた統一的な文書管理を行うためにどのような仕組みが必要かについて御議論されているところでございます。

それから、「機能強化」、システムのほかに組織の機能強化という点について言えば、国立公文書館は若干具体的には広がりを持っていますが、現在の法律では、基本的には公文書等を保存・利用するということであります。これについては、それを超えまして、歴史的重要な文書の管理、評価・選別等に積極的に貢献するという方向が出ております。

そこで具体的には、公文書等の管理、評価・選別等をより専門的な観点から行うためのシステム及びマネジメント体制、これに公文書館はどう関与していくか。

次の観点としましては、例えばより具体的には、文書管理に対する技術的・実践的な助言・支援の提供、あるいは国の機関との連携をどのように強化していくかということでございます。

それから、4ページでございますが、公文書等の作成後、早い時期、文書保存期限満了の最後の年ということではなくて、もうちょっと早い時期から公文書等の評価・選別を可能にするための仕組みを整備できないかということ。

あるいは公文書館等の専門性を強化する。これは本日の御議論でございますが、人材の育成・登用等を積極的に推進する。例としては、中身をあらかじめ書かせていただいておりますが、国、地方の職員等に対する研修のほか、資格の創設、民間専門家の積極的登用等があり得るかということでございます。

(2)でございますが、公文書館が保存する対象としての「公文書等」は、文字(紙)媒体に限定せず、広くとらえるべきであるということで、ポスター等を含めた広報資料の移管・保存を進める。あるいは写真、図面、音、画像等についても収集・保存を進める。

それから、既に保存されている資料をデジタルアーカイブ化するという一方で、インターネットなどで個人の家からも見られるようにするというのと、それとは別に電子文書自体を管理・移管・保存、これをどのようにしていくかということの検討が必要ということで、いろんな場面で御指摘をいただいております。

それから、立法府・司法府の問題でございますが、これらの機関の公文書等も国立公文書館に移管するための取組を進める必要があるということで御指摘をいただいております。

以上は、公文書館を中心に書かれておりますが、内閣総理大臣が国の機関から移管を受ける。これは立法府・司法府も含めておりますが、という現行制度を前提にいたしますと、公文書等の移管等に係る各省庁との協議、これは内閣府が行うことになっております。それから、立法府・司法府との「定め」も内閣府が行う。国の機関以外からの寄贈・購入等による公文書等の収集、これは公文書館が直接行うということを制度的には考えられますが、現行の仕組みを前提とすれば、内閣府が直接寄贈を受け、購入を行うということなどがございまして、国立公文書館の機能強化と併せて、内閣府における体制の整備という方向も御議論をされているということでございます。

以上、大胆に方向を整理したものでございますが、資料4は、先ほど御説明しましたが、主な論点ということでざっと御紹介しまして、2ページが「移管の仕組みの変化」ということで、移管の仕組みについての前の資料で、3、4ページは、今、どのような形で対象文書が特定されているかということでございます。5ページは、現行の文書のライフサイ

クルについて書かれております。6ページは、小谷先生が御説明、委員としてではなく、こちらに参考人として御意見をいただいた小谷先生がお示しになったものでございます。7ページは、オブザーバーの藤井統括官から配布された資料。8ページは、公文書等の移管に関する各省のアンケート結果。9ページは前回のものでございますが、現行のものほかに論理的には、中間書庫神奈川県型といいますが、5年たったら、すべて中間保管庫に移管して、そこで評価・選別をして、30年たったところで永久保存するという方法と、それから、国立公文書館の現在やっているものとございますが、論理的にはいろいろ考えられるということで、例えば10ページにございますように、行政機関がずっと持っているほかに、現用文書でもかなり評価・選別を早くいたしまして、それを永久保存として認定したものは、保存期限以外でも早めに公文書館等に、あるいはそれに相当する中間書庫に移管していくということが考えられるということで、その場合はすべての資料を移管するというものではなくて、かなり限定された中間書庫という考え方になるということで、モデルA、B、Cというのを前回提出しております。11ページは、仮に中間書庫というものを検討する場合には、1、2、3、4、5というような論点があるかどうかということで整理をしております。

資料については、以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。今、御説明いただきました資料3と4、これは私の責任で、事務局でまとめていただいたものでございます。今までに出されました各委員の御意見や提供していただきました資料を最大限使わせていただいたということでございますが、いろいろとこういうことは言っておいたはずなのに落ちているという点があるかと思えます。それは一にかかって私の責任でございますので、深くおわびいたしますが、ぜひ、この場において、こういうことを言っておいたけど、落ちているよということの御指摘をいただければ幸いです。何か意図があって削除したということでは毛頭ございませんので、御指摘いただければありがたいと思いますが、何かございますでしょうか。

もう間もなく官房長官お見えになるかもしれませんが、官房長官がお見えになりましたら、審議がその段階で中断いたしますけど、それまで資料3の「1 公文書等の保存の現状」という1枚目のところについて、何か御意見、御質問等ございましたら、お出しただけまずでしょうか。まず移管について合意が前提となります。保存期間が到来する行政文書の移管・廃棄及び保存期間の延長は、実態上は各行政機関の判断に委ねられている。こういうことがあるので、先ほど藤井統括官から、普通のアーキビスト、今関係者の間で、こういう人を養成しようといっているような人では不十分ではなからうかという御意見も

出されているわけですが。

総務省政策統括官 ちょっとよろしいでしょうか。

高山座長 お願いいたします。

総務省政策統括官 実態上の判断に委ねられているというよりは、要は事務事業に必要かどうかという判断は、行政機関しかできないわけですから、そこがやっていますよというだけの話です。問題は歴史的な重要度みたいな価値観みたいなものはここに入っているかどうかということだろうと思うんですが、ただ、歴史的に重要だという価値観による判断ということであれば、それは即公文書館に移管という、そういう選択肢しかないわけですので、何かこの「実態上は」と言ったら、誤解を招かれないようなところがちょっと気になりますね。それは当然の話だと思います。

それから、2番目の「行政文書に限定されている」というのも、「限定」ということがちょっと気になります。ファイル管理簿は、一応保有行政文書を網羅することになっておりまして、細かい件名までは書かない場合がありますが、大きな簿冊単位ではそれでカバーしているという形になっています。ただ、のっからなくていいものは、例えば外交機密関係の文書で、存在すること自体を明かすことができないというようなものはのっからなくていいことになっていますので、これは別に情報公開法の観点から、それはそれで当然のことと。そういうものがあるということだけで秘密を漏らすということになれば、それは出せないですねという話になっていますので、これも「限定」というのが問題点だという感じでニュアンスを出しておられるのであれば、そこはそうではないですよということをおし上げておきたいと思います。

高山座長 ありがとうございます。ほかはいかがでございましょう。

三宅委員 今の問題点の、後でおっしゃった「行政文書に限定されている」というところは、後で出てくるポスターとか広報資料とか、そういうものとの兼ね合いというのがあるのではないですか。

総務省政策統括官 行政文書という概念は、御存じのように、組織的にももちろん物として保有していればいいわけで、今おっしゃったポスターとか何とかでも、そのファイルの中に入れて、組織的に保有しておれば、それは当然対象になるわけです。ただ、記念品のなもので独立して保存する必要があるかどうか、そういう判断までは行政文書という立場からはやらないと。

三宅委員 例えば絵画、極端な例がカナダへ行って絵を見たんですけれども、公文書館で絵を保存されているところを見たのですが、これは多分その辺を見ると行政文書に限定

されているところで、絵画は除くというのか、イメージが……。

総務省政策統括官 そこまでいくと、議論があったんですけども、情報公開法で博物館とか、ああいうのは、当時、独立行政法人じゃなくて、施設だったんですけど、それも行政用の資料だから、それも代表するのかといたら、絵画とか民族学的な価値のあるものは物として存在するのだから、対象外にしましょうということになっているわけなので、そこは公文書館でも同じ立場じゃないでしょうか。

三宅委員 だから、公文書館で収集するものを、そういうものまで広げるかどうかという議論をすると、そのところが……。

総務省政策統括官 それこそ国会図書館とか、それぞれの専門機関があるわけですから、そこのデマケーションをどう整理するかという話だと思いますね。

三宅委員 その含みが多分ここにあるのではないかなと思ったんですけども。

後藤委員 神奈川のとおりにやれというのではないので、その点あらかじめ申し上げておきますが、公文書について3つの基準があるんですね。保存の基準、選別の基準、開示の基準というものがあまして、これは相互に非常に関係が深いですけども、まず区別しておくことが大事で、区別しておいた後で組み合わせをきちんと考えるというふうにしなないと、齟齬が出てくる。保存の基準というのは、公文書に対する保存期間を定める基準でありまして、国の場合には、1年未満、1年、3年、5年、10年、30年という、どれかの保存期間が各文書に割りつけられて、どの文書にどの保存期間を割りつけるかというのを決める基準が保存基準ということになります。保存期間の間、保存期間が満了する前は、現用文書ですから、当然文書の管轄権は、各文書作成原課にある。ということで、保存基準というのは、いつまで文書作成原課にこの文書の管轄権を置いておくのかという期間を定める基準もある。つまり、いつまで現用文書として取り扱うかということです。基準を決めるのはどうやるかという、それは文書を作成したところが、いつまでその文書を原課として参照するかを判断して決める。すぐに1年もたたないでもう見ないというものはそれは1年未満でいいし、なかなか見ることはなくなるけど、どこかでやっぱり必要だから、長い間置いておきたいというものは10年なり30年ということになるわけですね。ですから、文書作成原課でやるということになると思います、保存期間の設定は。

その保存基準と関係はあるのですが、一応別なのは選別の基準で、選別基準というのは、保存期間満了となった非現用公文書を廃棄するのか、それとも後の世代に残すのかを評価・選別をする基準なんですね。言いかえると、保存期間満了で非現用文書となったもののうちで、廃棄しないでアーカイブズとして、資料の保存・利用の責任者とその下の専門

機関へ移管すべきものを選ぶ基準です。国の場合には責任者は内閣総理大臣、実際には総理大臣を支える内閣府、その下にある専門機関は国立公文書館です。そこへ移管すべきものを選ぶ基準ということになります。この選別基準は、保存基準とは一応区別しておいた方がいいのです。

高山座長 選別基準は原課ではなくて。

後藤委員 原課でない方がいい。アーカイブズとして選別されたものは、管轄権も移管すべきなのです。現物の移送はいつでもいいんですけど、管轄権を移管すべきものを選ぶわけなので、これを定めるのは、理想的には選別の責任専門家ということになる。業務記録としての重要性を斟酌しなければいけませんので、当然原課と協議するわけですけど…

…。

高山座長 ここで、官房長官がお入りになりますので、一たん中断させていただきます。

(内閣官房長官入室)

高山座長 それでは、福田官房長官がお見えになりましたので、早速でございますが、ご挨拶をちょうだいしたいと存じます。よろしく願いいたします。

福田官房長官 どうも御苦労さまでございます。昨年12月から、きょうで懇談会5回目ということでございますけれども、皆様方には大変熱心に御討議くださりまして、本当にありがとうございます。いろいろと建設的なすばらしい御意見をいただいていると、こういうように伺っております。

小泉内閣は、総理の施政方針演説、これを先般行ったわけでございますけれども、将来の発展への基盤づくりとして、この政府の活動の記録又歴史の真実を後世に伝えるための公文書館における適切な保存、利用のための体制整備を図ると、こういうふうな施政方針演説の中で述べておられるわけございまして、まさに公文書館制度の整備、これは我が国の未来につながる重要な課題であると、こういうふうな認識を総理自ら示されておると、こういうことでございます。

私、先日、公文書館におきまして、「激動幕末、開国の衝撃」、こういう特別展がございまして、変動の時代を乗り越えた先人の使命感、英知、これを実感できるような展示がされておりまして、こういうような過去の歴史を後世に引き継ぐと、こういうことの大切さ、それから、我々の世代の義務として、その後の我が国の歴史的な文書、重要な公文書の散逸を防いで、将来の国民にきちんとそのようなものを残していくということが、これが大変重要なことであると、こういうふうな思いを新たにしたいということでございます。大変御苦労いただいておりますけど、委員の皆様にも国際的に遜色のない公文書制度の整備、

これを何とかこの機会に心がけていきたいと、こういうふうに思っておりますので、議論を深めていただきますようお願いをいたす次第でございます。

それから、制度だけでなく、それを支える人材の育成と、これも極めて大事であるというふうに思っておりますので、そういう観点も含めて御議論をいただきたいと、このように思っているわけでございます。どうぞよろしく願いいたします。

高山座長 ありがとうございます。

福田官房長官 すいません、途中で入ってきて、また、途中で退室いたしますが。

高山座長 とんでもございません。お忙しいのは重々存じておりますので。公務の御関係で、適宜御退席をいただくということではございますが、時間の許す限り、大変恐縮でございますが、お付き合いをいただきたいと存じます。

それでは、先ほどお入りいただきます前までの議論の続きに戻りたいと思います。お手元の資料3につきまして、1の「公文書等の保存の現状」、(問題点)のところ「 」の1番目と2番目に絡みまして、後藤委員から、3つの基準が大事であるというお話がございまして、保存、選別、開示について、公文書の取扱いについての基準をきちんとしておくべきだのご指摘がありました。保存については、作成されます行政関係の文書について、これをいつまでどういう形で保存をするかということについては、これは起案原課の各部署がきちんとその基準を持っていることが必要であろう。それから、選別につきましては、非現用文書の保存・廃棄の選別ということでもありますので、歴史的な価値のある資料かどうかということがきちんと選別できるように、アーカイブズの専門家による基準の確立が必要である。

こういうお話があったかと私は受けとめましたのですが、もしそれでよろしければ、その次の開示の基準について御説明いただければ、ありがたいと存じます。

後藤委員 開示基準というのは、要するに公文書について、これを公開すべきか、公開すべきでないかということに分ける基準です。この開示基準は、現用のものにつきましては、情報公開法制の中で決められておりまして、個人情報保護法制を含めて決まっております。それから、非現用のものについては、現用時代に準じて、非現用で国立公文書館に残されたものは国立公文書館において基準ができていて、そこで決められている。不服がある場合には、国立公文書館長に対して不服申立てもできる制度になっている。要するにどこに公文書があろうと、文書作成原課にあろうとも、公文書館にあろうとも、公開すべきものは公開すべきだし、公開すべきでないものは公開すべきでないので、その整合性のとれた開示基準でやればいいいわけです。管轄権が動いても差し障りが出ないように基準

をつくれればいいのです。

このように、一応保存基準、選別基準、開示基準を区別したとしても、それらを組み合わせることができます。例えば、これはほんの一案ですけど、30年保存のように、長い保存期間の公文書は、まず100%選別をするというような原則立ててしまうわけですね。それで30年たったら、つまり公文書館に管轄権が移管されたら、全部保存されると、こういうことにしてしまう。そうしますと、管轄権を移す前に現物だけ、早めに例えば中間保管庫に移送するというのも可能になると思うんです。その方が文書が散逸しないし、各課で自分の手元にいっぱい文書がたまってしまって、じゃまになって、大事な文書なんだけど、見えなくなっちゃうということがなくなる。そして公文書館にあっても、中間保管庫にあっても、原課にあっても、整合とれた基準で公開されたり、されなかったりする。こういうことにすると、公文書館に移せば公開されてしまうという心配もなくなる。どこにいても、公開すべきでないものはすべきじゃないんですね。そういうふうな仕組みをつくれるのではないかということです。

細かい話で申し訳ないですけど。

高山座長 ありがとうございます。今おっしゃられた保存、選別、開示の基準の基本的な運用は、これは内閣府がやるべきだということですね。それとも、各府省にばらばらに。

後藤委員 全体にわたって基本的な運用は、それは内閣府がやられると、非常に理想的だと思います。

高山座長 ありがとうございます。あと何か御意見、お願いいたします。

尾崎委員 この問題は、資料を公文書館に送り出す問題と、それを受けとめた公文書館がどのように管理・保存するかという公文書館の充実の問題と両方あると思うんですけれども、公文書館の充実の方は、どうも法律の改正やら、予算措置やら、人材の育成やら、ちょっと長期的に考えなくてはいけない話のような気がするんですね。ところが送り出す方、各省庁の方の体制整備というのは、内閣の決断1つでかなり早くやれるのではないかというように思うんです。例えば、立法・司法の文書の問題がありますけれども、事務的な折衝でなくて、三権の長がお集まりになったときに、総理から、議長、最高裁長官に、こういう問題があるのだけれども、公文書館の方に送り出すようにしてくれないかというようなお話をすれば、あるいは案外すっといく問題ではないかという気がしないでもないわけですね。

それで、行政官庁に行われたアンケートを見ると、決めてくださいという気持ちがあり

ありとあらわれているんですよ。自分たちで議論していても、なかなかどうしていいんだかわからないから、とにかく決めてくださいという気分が横溢しているんですね。これはいろんなことを決めてやったらいいのではないかなというように思うわけです。送り出す文書の選別というのが非常に重要になるわけですが、その場合、アーキビストを育成して、それからという話になると大分先の話になってしまう。

私はこの際、公務員を卒業した人である程度発言力のある人を各省庁それぞれが選別担当者に任命することにしてはどうかと思います。やはり定員の問題とか予算の問題とかいろいろございますから、例えば嘱託とかアルバイトでもいいと思うんですが、あまり定員・予算に触れてこないような形で、然るべき方をお願いをして、どんどん選別を進めるというようなことをやったらいいのではないかなというように思うわけです。

それから、文書の中にPR文書というのがありまして、それは今まであまり表面に出なかったのですが、実は各省庁が自分のところでやっている行政上の施策を、一番精魂込めて国民に説明しようと思っているのはPR文書だと思うんですね。いろんなパンフレットが出ていますから、ああいうパンフレットを出すたびに、必ず一部公文書館に送れということ、それこそ閣議かなんかで決めていただければ、これはすぐに実現する話だと思います。各省庁側の方は、法律等によらずにやれることが多々あると思いますので、ぜひ、その点を官房長官にお考えいただけたらと思っております。かなりの問題が解決できるのではないかと思います。特に早急にできると思うんです、遠い将来ではなくて、すぐに業績が上がってくると思うんですね。

高山座長 ありがとうございます。今、御指摘のように、確かに短期的なもの、長期的なもの、2つに切り分けて、これから整理させていただいて、最終段階でまた御報告させていただこうというふうに考えております。

それではちょっと先へ進ませていただきますが、2枚目の「基本的な考え方」、このところはいかがでございましょう。まず、公文書をなぜ選別して保存していくのかというときに、これは国の説明責任であるという説明がなされる。なぜ公文書の管理が必要かという基本的な問いかけに対する答えとして、説明責任という概念でまさに説明していくということでございます。これは特に御意見はございませんでしょうか。

随時、さきの問題に戻っていただいて結構なのですが、それでは2番目の我が国の公文書館制度を国際的にも遜色のないものとするためにということで、歴史的資料としての重要な公文書等の体系的な移管の確立。国立公文書館による主体的な資料の収集を可能にするという問題があげられています。

先ほどからの御議論は、どちらかという、にかかわっていたかと思います。すなわち、歴史資料としての重要な公文書。それ以外に、国立公文書館が主体的な資料の収集をできるようにしましょうという問題もあります。今はどちらかという、受け身で移管されるのを待っているという形になっているけれども、もちろんいわゆる公文書については、それしかできないという御意見が先ほど来、出ているわけですが、先ほどちょっと触れられました後ろの方に出てまいりますポスターの話は、今、尾崎委員からお話がありましたような形でできるということもありますが、写真、図面、音、画像、こういった様々な資料になりますと、これは移管を受け身で待っているだけではどうしようもないと思います。場合によっては、公文書の範疇というところへ戻るのかもしれないのですが、現在、私的に持たれているものなのだけでも、主として扱われている公文書を理解していくためにどうしても重要だというようなものは、これは集めなければいけないというような問題が出てくる可能性がありますね。

そうなったときに、国立公文書館による主体的な資料の収集という問題は、どういう形で対応していったらいいのかということですが。

三宅委員 これは現状のところにもありましたけれども、「国以外の機関又は個人からの寄贈や購入により」というのがございますね。これはたしかカナダに行ったときも、カナダで、先ほどちょっと海外の話を出しましたけれども、歴史的な状況を記載した絵画等を積極的に購入されたり収集されたりしたケースがございましたけれども、情報公開法で一応定義されている行政文書より、もう少し広い、音とか民間の放送の映像等も、できる限り集めていくという方向だとすると、この辺が積極的にできるような……

高山座長 体制をとっておく必要があるのかというふうにも思うんですが、今、例えば写真のコレクションなどで個人で持たれているもので、行政文書と照らし合わせながら、それが例えば展示されますと非常にわかりやすいというようなものもあろうかと思えますし……。

三宅委員 この間の幕末の展示を拝見させていただいて、あれ、本の中に絵が結構入っていたところが出ていましたけれども、見に行くと、昔の字を読むよりも、絵をざっと見た方が非常にわかりやすかったので、やっぱりビジュアルの持つ影響力というのは非常にあって、そういうものがあの公文書館でも、もう少し立体的に展示とかできると国民の関心が高くなるのではないかと、この間も、ちょっと私も拝見させていただいて思った次第なんです。

山田委員 文書でも、宇賀さんがよく御存じだけれども、例えば立法資料などで、役所

よりも、むしろ審議会などで参加された方が、個人的に積み重ねて持っていらっしやるなんていうものが結構あったりするわけですね。だから、そういうものは公文書館が集めて保存をするということができるとかなり有効な手段になるのではないのでしょうか。

加藤委員 今、紙媒体以外のものへの注目が集まった御発言だと思うんですけども、例えば、ある種、今、何が大事かという大きな変化があったときに、例えば中国などでは、オリンピックを招致する看板の文書を集めるようなプロジェクトをやるとか、あとは都市を消滅させたり、あそこはするわけですが、そういうときの大きな動きのときには、その一連のものを集めるというようなことは档案馆でやられると。ですから、それと同じようなことと言えば、日本でも町村合併というような典型的なのをいくつか選んで残しておこうとか、あとは安全保障に関して、今大きな変化が起きている時期ですから、そういうのに関して、この年はこういうのを集めるというようなことをやるとか、中身の問題ですね。それもある程度主体的な収集という点ではとても大事なのではないかと思います。

高山座長 そういう面で、国立公文書館による主体的な収集に期待したい資料はいっぱいあると思うんですが、反対に国立公文書館の側から見たときに、あまり広く期待されてもというようなことはございますか。

国立公文書館長 よろしゅうございますか。

高山座長 お願いいたします。

国立公文書館長 アメリカの公文書館、あるいは韓国のテジョンにある政府記録保存所などへ行きますと、歴代大統領の就任演説や国会演説が映像とともに残っていますね、李承晩大統領以来。我が国はそれがなくて、例えば終戦のときの玉音放送は、あれは私どもの公文書館ではなくて、実はNHKがお持ちなんですね。それから、映画などは日映新社とか毎日映画社などがたくさん持っておられるということ。記録がかなり分散型なんです。

それを公文書館がどれだけお金をかけても、必須なものはお金をかけてでも集めるべきだという考え方もあると思います。しかし、少なくとも公文書館として、こういう資料はどこにあるよと。それは利用料が要るのか、要らないのか、著作権だとか何かがクリアーされているのかどうかというようなところの情報だけは、国民の皆様提供できるような形の言ってみると、資料検索みたいのができるといいなと、こういうふうに1つ思っています。

もう一つは、これもなかなか難しいのですが、例えば佐藤内閣以来、内閣に写真室ができて、今、歴代総理、官邸の動きと政府の動き、政府の公式写真として撮っていたいてあるやつを、これは公文書館に移管を受けようかということでやっています。しかし

これも簡単にいくようにいて、結構問題も有るようです。政府も公的な写真ですから活用したいのですけれども、第三者にどこまで無料で利用していただくか。これは実は商売にしている報道機関などもあるということになると、報道写真を使って商売としてやってるフォトサービスみたいなものに、不利益与えてはいけないというようなことがあるものから、その辺をどうクリアーするかとかというような議論をしています。

いずれにしても、我々決して紙媒体だけをとっていればいいということではございませんし、テープレコーダーでの音声あるいは映画フィルム、今後のビデオとか、ああいうようなもの、今、政府広報室で一生懸命やっています内閣のメルマガみたいなものも、将来どういう形で公文書館にぜひ残したいなと、こういうことで思って、視野は非常に広いんですけれども、その間、著作権の問題だとか、対象者の御理解いただくとか、いろんな手順があることだけは事実でございます。

高山座長 その手順の中で、今一番ネックになっていますのは、例えば制度的あるいは法的な問題なのか、人手、予算という一般的な経営資源の問題がネックになっているのか、その辺は何か。

国立公文書館長 費用・財政の問題もありますが、質的な問題としては、やっぱり法的な1つクリアーみたいなものがあります。

高山座長 法的な整備が。

国立公文書館長 はい。公文書館として、そういうことを集めることがいい、悪いということではなくて、集めた場合にその利用規則との調整とか、公開の話とかというような問題がございます。

高山座長 ありがとうございます。ちょっと時間が押しておりますので、先へ進めさせていただきますが、今、現用文書の管理の在り方も視野に入れてというようなお話もあったわけですが、行きつ戻りつしてしましますが、一番懇談会で問題になりますのが移管の問題なんです、2ページ目の最後に、「一定の公文書等については、自動的に国立公文書館に移管する仕組みを導入」とあります。「一定の」というのはもうちょっと明確にあらわしておく必要はありませんでしょうか。これはしかし状況によっていろいろ解釈が変わるかもしれないから、あえて「一定の」というままだに残しておくということがいいのか、どうでしょうか。

それに加えて、ざっと私感じたところだけを申し上げさせていただきますと、あと、3ページ目に進ませていただいて、最後の新しい法の制定も念頭に置きつつということなんです、文書のライフサイクル全体を視野に入れた統一的な文書管理を行うためにはどの

ような仕組みが必要かについて検討する必要があるということで、ここの中身がまだこの場で十分、各委員の御意見をちょうだいしていないようにも思うわけですが、きょうの御議論で、先ほど藤井統括官から出していただきましたように、いわゆる原課によってきちんとやらなければならないという考え方もあろうかと思いますが、新たにこういうたぐいの資料については、こういう仕組みが必要ではなからうかというようなことで、御意見がありましたらお願い致します。

三宅委員 先ほど後藤委員から、30年保存の文書は原則保存し、30年で公文書館へ移管するというお話ありましたね。その場合に、一定の公文書等というのは、期間で区切るのか。その場合、今の現況は、30年たっているものでも現用文書があって、それはなかなか移管しにくいということだから、期間だけでは必ずしも区切れないところがありますね。

それともう一つは、30年保存の文書でない、例えば10年とか5年の文書でも、場合によっては、5年なり10年たって廃棄するのではなくて、残しておいた方がいいものもあるので、その辺が私どもから見ても、外から見ているとなかなかわかりにくいところがあるのですけれども、先ほど尾崎委員がおっしゃった、例えば囑託の方とかが判断されると、結構そういうのというのはわかるんですか。

尾崎委員 実際に仕事をやっていた人は、定められた期間が来る前に判断できると思うんですね。むしろ30年たったら、本当に知っている人いないと思うんですよ。本当に知っている人がいる間に、これは30年たったら移管しなさいということを決めていってくれた方が後世の人は楽だと思うんですね。

総務省政策統括官 実務者サイドからの立場でございますけど、今、おっしゃったことは非常にひっかかっておりましたのは、何が問題かということ、現用・非現用の判断なんです。重要な法改正というのは、40年置きにやるというのはいっぱいありますので、どうしても各省の立場からしますと、30年たったからといって、それは今後使う可能性があるということになると、なかなか非現用という判断はできなくなる。そういうのは、例えば審議会の資料などでもたくさんあるんですけど、そこは尾崎委員がおっしゃったように決めの問題で、非現用にならなくても、一応移管は一たんするのだと。その後、どなたかおっしゃったように、使えるのだったら使えるようにいろいろ工夫するとか、そういうような決めがあるということが1つの大きな進歩というか、前向きな施策になり得ると思います。

実はこれは皆様方の見解をお伺いしたいと思っていたのですが、アーカイブにおいて、資料の正本性とか原本性とか言われるものをどの程度評価されるのでしょうかと。もし、内容の方が重要だということであれば、それは最近非常にIT技術が発達していますので、

保存期間満了前のしかるべき段階で、それをいったんデジタル化するというような形で保存して、それを行政機関同士でも国民との間でも共有化するということはどうか。これも技術的にはそんなにもう難しくなっている段階になっていますので、中間書庫みたいな構想を考えられるときには、そういうIT化の技術の進展というものも考慮の中に入れていただいて考えていただいたらどうかという、これも余計なことですが、ご了承ください。

高山座長 ありがとうございます。

小谷委員 それは私も同感なので、展示を見に行くと、明治憲法の原本だとか、現行憲法の原本だとか墨で書いたものがあります。あれはまさに骨董的なものですからとっておいてもいいですけど、個々の法律・政令はわざわざ原本でとっておく必要があるのか、官報や法令全書を見ればよいのではないかと、これは私も伺いたいなと思っていました。同じ疑問を持っていたので。

高山座長 この辺はいかがでしょうか。もちろん原本というのが基本かもしれないのですが、複製で対応できるもの、あるいはある機関や組織によっては複製で対応しておいていいのではないかというお考えですが。

国立公文書館長 私も全部知っているわけではございませんけれども、今、そういう非常に複製・デュプリケーションだとかレプリカだとかという技術が増えてきましたし、これは藤井さんなんかに今度教えていただかなければいけないんですけど、電子文書などになった場合にどれが原本かというのはなかなかわかりにくくなってきていますけれども、少なくとも今までのところは、各国とも公文書館というのは、できるだけオリジナルは保存しよう。今、お話があったように、各原局・原課で、今後の参考のために資料必要だよというものこそ、デュプリケートしたもの、レプリカを各省庁がお持ちになっている方が、原本保存とかという意味からいうといいのではないかと。だから公文書館にはできるだけ原本を保存して、必要なものについては、そのレプリカで原課は御活用になる。どうしても見なければならぬときには、それこそ行政利用という形で公文書館からお持ちになると、参照されるという形になるのではないかと。これが今世界の趨勢ではないかと思えます。ですから原本を捨てちゃおうというのは、場所取りだから、原本捨ててもいいのではないところというのはあまり私はないというふうに理解しています。

加藤委員 国際的に遜色のないといった場合には、先ほど尾崎委員が非常にいいことをおっしゃってくれて、時間とかタスクフォースという考え方だと、元公務員のその省庁のことをすべてわかった方が入られるというのは非常にいいのですが、ただ、それはやはり社会的に見た場合に、内々でまた済ましているのではないかとというような、つまり専門性

と公共性と独立性というようなものも、その公務員を終わられた方のお一人といたしますか、組みになって動かれたら私はいいなという気がしますし、例えば情報公開法などをどうやって公開させようかという、民間の方では、情報公開士というような人を養成しようなんという動きもあるんです。

ですから、そういう方にきちんと機関として対応できるような専門性を持った方も一緒に動くというようなことが、ただ、それは常にずっといるわけではなくて、例えば情報公開法は施行後4年で見直しがございますね。ですから、その期間の、例えば2～3年後だけ、とにかく集中的に専門官みたいな方を動かすというようなことでもできると思うんですね。ですから、これは早さということと、あと国際的遜色のないという、外から見て透明だという、その両方が要るのではないかと思います。

尾崎委員 おっしゃるとおりなんですけど、私も長期的には専門家を養成するということに反対しているわけではないんです。役人上がりなものですから、せっかくこういうことを始められたら、やはりできるだけ早く成果の一部を見せたいと。そのためには当面何ができるかという、OBを活用すればできるのではないかとということを申し上げているわけですね。その間に専門家の方が育ってきて、一緒に仕事をしたりなんかして、最後は専門家の人に全部移ってもそれは構わないんです。だけど、国立公文書館を整備して、中間書庫なら中間書庫をつくって、それできちんと教育された方々が経験を積まれて、そのときにすばらしいものになりますよというのは非常に大切なことですが、もうちょっと早く成果を見せた方が、その大切さがよくわかると思うんですね。そういう意味で申し上げたのですけれども。

もう一つ、先ほど先生がおっしゃったことで関連するのですが、広報文書なんですね。例えば年金問題について毎年出ているわけですが、国民向けの年金制度の説明、物の考え方、税制もそうです、予算もそうです、みんなそういうものが出ている。それをずっと30年も40年もきちんと保存してあるところがあって、そこで読み比べてみたら、どのように政策が移り変わってきたかというのがすぐにわかると思うんですね。あれは役所としては、珍しく国民の皆さんに読んでもらおうと思って書いていますから読みやすさもあるんですね。そういうものを時系列的にまとめて保存し、利用に供しているところが今ないのではないかと思いますよ。公文書館に行けば、それがずっと揃っているということになると大変便利ではないかと思うんですね。

高山座長 ありがとうございます。それでは、官房長官が御在席の間に、各委員、最低一言ずつお話をいただきたいと思っておりますので、要するに今の議題の進め方にかかわらず、

公文書館の問題について、あるいは公文書の管理について、何かお考えのことで、官房長官に聞いてもらいたいということをおっしゃっていただきたいと思いますが、宇賀委員からどうぞ。

宇賀委員 先ほどちょっと山田委員もおっしゃられたことなんですけれども、例えば私が調査した国家賠償法案については、法務省には資料がなくて、日本で一番資料を持っていたのは、東大の我妻文庫という我妻栄先生が個人的に寄贈された資料を集めた文庫でした。先生が審議会に出ておられたときのメモ書きもあるのでありますが、これが非常に役に立ったんですね。こういうものが、実は我妻文庫に限らずいろんなところに散在している。これは先ほど館長言われたとおりなんです。ただ、このことがほとんど知られていないので、そもそもどこにあるかということがよくわかってないというのが問題です。

ですから、私が国立公文書館に1つ期待するのは、そういった散在している非常に歴史的に重要な文書のクリアリングハウス機能ですね。国立公文書館の例えばホームページなりを見れば、どこにどういった歴史的な文書が置かれているかということがわかるような、そういうクリアリングハウス機能を国立公文書館が持つということが非常に重要ではないかと思っています。

高山座長 ありがとうございます。

順番でいきますが、加賀美委員よろしく願いいたします。

加賀美委員 アメリカの公文書館でもそうですけれども、何でもとっておく。一度なくしたらすべてのものは取り返すことできませんから、何でもとにかく大事にするということが基本ですから、ただ、それをどう選別するかというのは、先ほど官房長官もおっしゃったように、人です。人をどう育てるか、そのことが問われているのだと思うんです。全てを大事にしながら、どうそれを今、そしてまた、将来を見つめるためにどう選別していくか、今日の議論はそこで、それはいつも何より大事だと思います。なおかつ、菊池館長から出た著作権の問題、これは私たち放送の仕事でもとても大事にしています。ただ、こちらの役割のPRがきちんと行き届いていれば納得する。意識を持ってきちんと説得力があれば、ちゃんと著作権の相手も納得してくれると思うんです。そういうこちら側の思いのPRの仕方がとても大事だというふうに考えています。

高山座長 ありがとうございます。小谷委員どうですか。

小谷委員 全然議論にならなかったのですけれども、確保とか養成とかということになると、すぐ待遇ということが頭にくるのですが、一般職給与法を見ますと、教育職俸給表というのがありまして、これは大学附属の研究所の方だったら、これがいいと思うんです

が、そうでないと、研究職俸給表になるのか、それとも専門行政職給与法というのがあります。これは範囲が広くて、植物防疫官みたいなエンジニア系の方と特許庁の審査官、審議官とか航空管制官とかというものがあるんです。

普通の一般職の俗にいう事務屋とは違った優遇の方法があると思うんですが、これはアーキビストをどういう方向に持っていくかという議論と絡むのですが、こういうことも考えなければいかんという気はします。

高山部長 確かにそういう分野が、今回の中では検討されてないと思います。ありがとうございました。

後藤委員、三宅委員は恐縮ですが、飛ばさせていただいて、山田委員どうぞ。

山田委員 専門的なアーキビストを養成する。これは大変重要なことであろうと思っておりますが、ただ、アーキビスト、高度な専門知識を持っているアーキビストだけ増やしてどうにもならないというところはあるのだろうと。先ほど図書館の司書などという話が出ましたけれども、図書館の司書の方、大変お忙しいのはわかっていますけれども、実はお忙しさの内容は事務仕事であったり、甚だしきは肉体労働であったりというような場面がよく見かけるわけで、そういうところをほったらかしにしてアーキビストの数を多少増やしても、多分焼け石に水なんだろうと。

逆に言いますと、ちゃんとそういうアーキビストならアーキビストの方がきちんと専門的な知識を活かして、仕事が十分できるような体制というのを整備してあげれば、多分2倍、3倍アーキビストの方が働ける。そういうようなことも恐らく考えていかなければならない。これは恐らく金があれば、ある意味ですぐにでもできることのような気がいたします。以上です。

高山座長 ありがとうございました。それぞれ先生方からいろいろな御意見を出していただいたのですが、今の中で、宇賀委員からも出ました御意見、それから、先ほど菊池館長から、いろいろと広く、どこに何があるかということをもまず把握することが大事だというようなお話も出ておりますけれど、これは広い意味で、お手元の資料3の3ページ目の3にあります「国立公文書館等の機能強化」の問題にも絡むと思うのですが、ここに掲げられているいくつかの問題で、さらに公文書館等の機能強化で、この面をきちんとやっておかないとだめではないかということがありましたら、御指摘をいただきたいと思っております。クリアリングハウス機能をきちんと整備をしましょう。そして、そのためには基本となるところの、どこに、何があるかという目録をしっかりと整備しましょうという話になると、今の国立公文書館の体制では、それは、そう言われても簡単には対応できませんというこ

とになるのかなというふうに思うのですが.....。

福田官房長官 すいません。いろいろといい御意見をありがとうございます。いろいろお話ございましたけれども、この懇談会終了して、結論出て、また、それを政府の方でどういうふうにやってなんという大分時間かかります。尾崎委員から御提言ありましたけれども、今のうちにやれることはやっておかないかと、できることは、これは本当に大事だと思います。また、これを実行する上での準備もあろうかと思しますので、できる準備はしておくということを、ひとつ館長に特にお願いいたしまして、失礼をさせていただきます。

どうもありがとうございます。どうぞよろしく。

高山座長 これからも御支援のほどお願いいたします。

(福田官房長官退室)

高山座長 途中で突発的にいろんなことを申し上げまして大変失礼をいたしました。あと、残された時間も10分ぐらいでございますが、きょう御議論いただいたことを事務局と御一緒にまとめさせていただきますけれども、きょうの段階でまず人の問題、あるいは体制の問題、さらには移管・選別のプロセスに絡んで、もうちょっとこの問題を言っておきたいということがございましたら、出していただけますとありがたいのですが。

三宅委員 先ほどの、すぐできることとか、少し長期的なところというので、恐らくすぐできるところというのは、現行の法律の枠でできるところだろうと思うんですが、長期的にということになると、例えば中間書庫をつくるかということになると予算の措置とか、法律上の根拠とか必要になると思うので、きょうのお話で出たところで、すぐできることと、ちょっと長期的にしなければいけないことと分けて整理をしていただけると大変ありがたいと思います。

高山座長 わかりました。では、その辺はこれから整理してまいりたいと思います。きょうの問題というのは、今の長期的な問題と、すぐに手がつけられる問題ということにまとめきれのかなと思います。双方の問題には個別にいろんな問題が入ってくるということになろうかと思いますが、短期的なもの、長期的なものに分けて、そしてその中で、それらを踏まえながら、法的環境の整備というところへ進んでいこうと考えておりますので、次回はそういう観点から、さらに御議論を深めさせていただきたいと考えております。それにつきまして、また、宿題のようになって恐縮でございますけど、宇賀委員に情報公開法との関係も踏まえまして、公文書等の管理・保存、利用に関する制度の整備ということについて、法律的な手当てがこういう面で必要だよということをぜひ簡単な資料で結構で

ございますので、まとめていただいて、次回のこの場での議論の材料にさせていただければありがたいと思っております。

それから、尾崎委員にもお願いしたいことがございまして、どういうことが行政的な取り決めで、そして、その行政的な取り決めることで、今おっしゃっておられた短期的な当面の対策にしていくのか、その辺のところをおまとめいただいて、御提出いただければありがたいと考えております。あまりたくさんの資料でなくて結構でございますので、問題点だけを列挙していただければと考えておりますが、そういうふうにはこちらは考えて進めさせていただこうと思っておりますが、宇賀、尾崎両委員始め皆様方から、何か御注文がありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

もしよろしければ、それでは次回の日程につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思えます。

企画調整課長 次回（第6回）でございますが、ほぼ予定どおり進行しておりまして、当初の予定より、5回目と6回目をひっくり返させていただいただけでございますが、第6回目は5月26日16時から18時までということでございます。場所については、後日、御連絡申し上げたいと思えます。法的環境整備ということでございます。

第7回、第8回、あと2回ほど報告書の取りまとめまで予定しておりまして、当初予定では、第7回、第8回は6月だけ2回開催させていただきたいということで、日程ちょっと最終調整がまだできておりませんが、最終回は取りまとめでございますので、原則6月28日の月曜日……。

高山座長 たしか、2時～4時だったと思えます。きょうと同じ時間帯ということでございます。

企画調整課長 ということで、第7回につきましては、ちょっと少し前に調整を再度させていただいて御連絡させていただきたいと思えます。第7回で1回目の報告書案を御議論いただくというイメージで、報告書案を準備する都合上、第6回からほぼ1カ月後ぐらいで、第7回と8回の間は割合接近したようなイメージで、次回以後、御議論いただくということでございますが、年度前に御予定をお聞きした方がいらっしゃって、その後、変更されている方もいらっしゃると思えますので、再度調整をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

高山座長 ありがとうございます。それから、毎度のことでございますが、本日の議事要旨につきましては、また、速記録ができ上がり次第、各委員のお手元に送らせていただきますので、御添削いただきますようお願い申し上げます。

それではほぼ予定の時間になりましたので、本日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。次回またよろしくお願い申し上げます。